



VOL.68

町政懇談会における 教育関係の質問について

桂川町教育委員会

教育長 穂坂 和義

少し前のことになりましたが、去る11月14日19時より「まちづくり懇談会」が今年も住民センターで行われました。

はじめに、井上町長より30分ほどの行政報告があり、質問や意見などの懇談に入っていました。

この懇談会の中で、教育委員会に係る質問等が2件出ました。いずれも今後の教育にとつて重要な案件ですので、改めてこの紙面を借りて回答させて頂きます。

その1つ目は、地域の教育力の低下への対応、行事等への協力体制をどうつくっていくか。2つ目は、自治基本条例に対する教育委員会の考え方についてでした。

まず1つ目ですが、全国的な少子化に加えて習い事や塾通いの子どもが増え、さらに共働きの家庭が多くなった現在、この点についての悩みは全国共通の課題となっています。本町だけ昔のような姿に戻すことはおそらく不可能でしょう。しかし、少しでも改善を図る上で、各地域の行事などへの支援について、行事に合わせて具体的に

「桂川っ子」の文字は、
桂川中学校美術部員が
デザインしたものです。

検討していきたいと思っています。また、地域任せにせず、町全体で子どもを育てていくため、アンビシャス広場や夢・人・未来塾等と連携した活動を充実させていきたいと考えています。

2つ目ですが、自治基本条例は町づくりの基本方針を示したもので、桂川町の最高規範となるものです。したがって、教育委員会の方針や運営もこれに準じて行うことは当然のことです。具体的には、第31条「学校、家庭及び地域の連携」で定められているように、それぞれが連携を深め、地域に開かれた活力ある学校づくりに努めていくとともに、年度初めに毎年策定する教育振興基本計画に反映させていきたいと考えています。

本条例を学校で教材として使用してはどうか、という提案もありました。自分の町の自治基本条例ですから学習することに異論はありません。ただし、どの時点でどの時間を使ってどの程度学習すべきかについては、今後検討していきたいと思っています。



桂東いじめストップ宣言

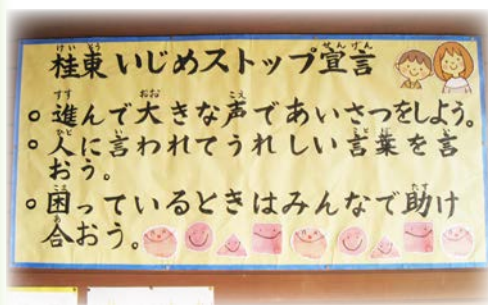
桂川東小学校 校長 諫山 秀代

今年9月、いじめ防止対策推進法が施行されました。これまでも、いじめをなくすために様々な場面で、様々な人たちが取り組み、努力を重ねてきています。

今回の法の施行を機に、桂川町3校（桂川中学校・桂川小学校・桂川東小学校）では、新たに合同で「いじめストップ宣言」の取り組みをスタートしました。桂川中学校の生徒会が活動をリードします。これまでの学校の指導や児童会の取組を3校合同で継続し、深めていくものです。

桂川東小学校では、11月26日(火)の全校集会で本校児童会としての取組を確認し、全校みんなで声に出して宣言しました（宣言は多目的ホールの児童会コーナーに掲示しています）。

- 進んで大きな声であいさつをしよう。
- 人に言われてうれしい言葉を言おう。
- 困っているときはみんなて助け合おう。



1年生の子どもたちでも具体的に行動できることを、児童会の子どもたちがこれまでの活動をふり振り返りながら決めた宣言です。

集会では、毎学期行っている「生活アンケート」をもとに、言われてうれしかった言葉（ほわほわ言葉）と嫌な気持ちになった言葉（ちくちく言葉）をふり振り返りました。

▽ほわほわ言葉

「ありがとう」「だいじょうぶ?」「一緒にしよう」「がんばって」など

▽ちくちく言葉

「ばかやん」「うざい」「きもい」「遊んじやらん」「だまれ」など

桂川東小学校の子どもたちは、ていねいな言葉や敬語を上手に使うことができている。日常の学校生活は、ほわほわ言葉に溢れてとても穏やかですが、相手と気持ちが行き違ったり嫌なことがあったりすると、ちくちく言葉が出てきます。楽しい毎日を過ごすことができるように、指導を重ねていきます。家庭でもほわほわ言葉がでたら褒めて、指導をお願いします。